

平成 27 年 3 月 27 日

指定構造計算適合性判定機関 様
指定確認検査機関 様

構造計算適合性判定における
共用データベース（建築士・事務所登録閲覧システム）の
ご利用について（ご案内）

一般財団法人建築行政情報センター

平素より、当財団の事業にご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 27 年 6 月 1 日施行予定の確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号）改正に基づき、構造計算適合性判定においても、確認検査と同様に建築士資格の確認が必要となります。

これを受け、構造計算適合性判定機関向けの共用データベース（建築士・事務所登録閲覧システム）のご利用につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

なお、ご利用開始まで2ヶ月ほど要しますので、ご利用申込みはなるべくお早めをお願いいたします。

また、この文書は、今後新たに構造計算適合性判定業務を始める場合を考慮し、現在、構造計算適合性判定業務を行っていない指定確認検査機関の皆様にもお送りしております。

記

1. 建築士・事務所登録閲覧システムの利用効果、利用方法及び費用
別紙「共用データベース 建築士・事務所登録閲覧システムの概要」をご覧ください。
2. お申込み方法
お電話又は電子メールにて、建築士・事務所登録閲覧システムのご利用をご希望の旨、下記宛てご連絡ください。
3. 備考
建築士・事務所登録閲覧システムの有償オプションとして、「建築基準法令データベースもご利用可能です（年間税抜8万円）。合わせてご検討ください（機能詳細はリーフレットをご覧ください）。

別紙資料

共用データベース 建築士・事務所登録閲覧システムの概要
確認審査等に関する指針（H19 国交告 835 号）（抄）
建築基準法令データベース（リーフレット）

お申込み・お問合せ

一般財団法人建築行政情報センター 企画課

TEL03-5225-7706 mail dbinfo@icba.or.jp

（担当 目黒、荘野）

構造計算適合性判定向け

共用データベース 建築士・事務所登録閲覧システムの概要

利用効果

申請書に記載された設計者及び構造設計一級建築士である旨の表示をした者の建築士名簿への登録有無を、構造適判機関のPCから迅速に確かめることができます。

■ 検索項目 (詳細条件を表示する)

建築士区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造	登録都道府県	00:大臣
登録番号	第 <input type="text"/> 号		
構造・設備区分	<input checked="" type="checkbox"/> 構造設計 <input type="checkbox"/> 設備設計	構造・設備建築士証番号	第 <input type="text" value="123"/> 号
氏名(姓)フリガナ	<input type="text"/>	氏名(名)フリガナ	<input type="text"/>
氏名(姓)	<input type="text"/>	氏名(名)	<input type="text"/>
並び替え	登録番号 <input type="text"/> <input checked="" type="radio"/> 昇順		
表示件数	<input checked="" type="radio"/> 20件		
<input type="button" value="検索"/> <input type="button" value="クリア"/>			

■ 検索結果

検索結果 1件 1 / 1

区分	登録	登録番号	氏名	旧姓	通称名	定期講習	構造一級	設備一級	処分情報
一級	大臣	第272586号	行政 太郎			○	○	-	無

利用方法

建築士・事務所登録閲覧システムは、既存のPCでご利用可能です。

ご利用開始までの流れは次のとおりです。

- ①専用回線敷設工事 (所要2ヶ月程度)
- ②利用契約及び利用ID発行 (①と並行して進めます)

費用

専用回線敷設工事費：25万円 (税抜)

月額利用料：

利用開始の2年度前 (平成25年度) における構造計算適合性判定件数 (計画通知、計画変更を除く) に150円を乗じた金額を年間利用料 (税抜) とし、80万円を上限とします。月額利用料はこれを月割としたものです。専用回線の回線使用料は上記利用料に含まれます。

(例) 平成25年度判定件数500件の場合

専用回線敷設工事費 25万円

月額利用料 6,250円 (500件×150円/12ヶ月)

※社内LANを介して、視点等を含めた複数の拠点に回線を敷設することも可能です。

利用料には専用回線の回線使用料が含まれます。

利用するPCの数の制限はありません。

確認審査等に関する指針（H19 国交告第 835 号）（抄）

第 2 構造計算適合性判定に関する指針

構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第 6 条の 3 第 1 項（法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第 18 条第 4 項（法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 （略）

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 3 条の 3 第 1 項に規定する建築物又は同法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第 18 号の 2 様式による申請書の第二面及び施行規則別記第 3 号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第 42 号の 12 の 2 様式による通知書の第二面に記載された設計者が同法第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 3 条の 3 第 1 項に規定する建築士又は同法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 建築士名簿（注：一級・二級又は木造建築士名簿）により確かめる方法

ロ 当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項及び第四項において「申請者等」という。）に対し、建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第 20 条の 2 の規定の適用を受ける場合にあっては、施行規則別記第 18 号の 2 様式による申請書の第二面及び施行規則別記第 3 号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第 42 号の 12 の 2 様式による通知書の第二面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第 10 条の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 一級建築士名簿により確かめる方法

ロ 申請者等に対し建築士法第 10 条の 2 第一項に規定する構造設計一級建築士証（同法第十条の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法